

千葉県動物の譲渡事業協力実施要領

(目的)

- 1 この要領は、千葉県動物の譲渡実施要綱第8条第2項の規定に基づき、動物の譲渡に係る登録、事業協力等の方法について必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

- 2 協力内容は次の各項目に掲げるものとする。
 - (1) 動物保護指導センター（以下「センター」という。）で実施する譲渡関連事業への協力
 - ア 動物の運動等
 - イ 動物の飼育管理
 - ウ 動物の洗浄及びトリミング
 - エ 負傷動物の治療関係
 - オ 広報活動の補助
 - カ その他、センターから要請があったもの
 - (2) 事業協力を目的として非営利で新たな飼い主探しを行うため、センターから譲渡を受けること（以下「譲受」という。）

(協力者等の要件)

- 3 前条に係る活動を希望する団体及び個人（以下「協力者等」という。）は、次に掲げる要件を満たしているものとする。
 - (1) 協力者等（団体にあつてはその代表者）は成人であること。
 - (2) 活動が非営利であつて、動物愛護を目的としていること。
 - (3) 関係法令等を遵守できること
 - (4) 職員と密接な協議のもとに、動物を適正に扱うことができること。
 - (5) 誓約書の内容を理解し、遵守できること。
 - (6) その他、所長が指示する事項を遵守できること。
 - (7) 前条（2）の活動を行う場合は、（1）～（6）の要件に加えて、以下の要件を満たすこと。
 - ア 登録者本人がセンターに来所し、動物の譲受を行えること。
 - イ 譲受動物を適正に保管できる飼養環境を確保できること。集合住宅、賃貸住宅等に居住する者にあつては、当該住居において希望する動物種の飼養が認められていること。

なお、登録している協力者等が一時的に飼養を依頼する団体の構成員（以下「一時飼養者」という。）及び譲渡の推進を図る目的で団体の構成員以外に協力を依頼する他のボランティア団体又は個人（以下「広域協力ボランティア」という。）がいる場合の飼養場所も同様とする。
 - ウ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第24条の2に規定する第二種動物取扱業に該当する場合は、その届出を行っていること。

なお、一時飼養者及び広域協力ボランティアについても、同様とする。
 - エ 新しい飼い主に動物を適正に飼養管理するための必要な知識を教示できること。

オ 譲渡後の飼養状況確認を行えること。

なお、不適正飼養があった場合などは、必要に応じてセンターに報告ができること。

カ 事業協力実施状況を定期的に報告できること。

(登録申請)

4 協力者等から登録申請があったときは、次に掲げる書類を徴する。

なお、申請者が団体であっても、センターで実際に活動を行う者を登録者として登録することとし、団体の代表者がセンターで活動を行わない場合は、登録者である団体の構成員の中から責任者を選出すること。

(1) 譲渡事業協力者等登録申請書(様式第1号)

(2) 誓約書(事業協力者等用)(様式第2号)

(3) 団体にあつては規約、役員名簿

(4) 譲受を行う場合は、前項に加えて次に掲げる書類を徴する。

ア 動物保管施設の平面図

イ 一時飼養者及び広域協力ボランティア名簿(様式第3号)

(登録台帳の作成)

5 所長は、登録名簿(様式第4号)を作成し、台帳として管理する。

(登録証の交付)

6 所長は、登録名簿に登載した登録者に登録証(様式第5号)を交付する。

(2) 登録期間は3年間とする。

(登録証の携行)

7 登録者が活動に従事する時は、登録証を携行すること。

(登録内容の変更、抹消)

8 協力者等の登録内容に変更や協力辞退の申出があった場合は、譲渡事業協力者等登録事項変更・辞退届書(様式第6号)を徴し、登録名簿の記載事項を修正し、又は抹消するものとする。

なお、協力辞退の申出の場合は、登録証を添付させること。

(登録の取り消し)

9 所長は、次に掲げる場合は登録を取り消し、登録名簿から抹消するものとする。

ア 3の要件を満たさなくなつたと認めた場合

イ 協力者等として不適格と認められる場合

ウ 登録期間内に活動実績がない場合

(2) 所長は、取り消しを行った場合、協力者等に通知するものとする。

(3) 取り消しの通知を受けた協力者等は、登録期間内の登録証をセンターに返納しなければなら

ない。

(譲受方法)

- 10 所長は、協力者等に譲渡する動物の情報及び適正な飼養その他必要事項について説明するものとし、協力者等から譲受確認を実施する。
- (2) 所長は、協力者等に譲渡した場合、譲渡対象動物台帳に譲渡年月日、譲渡協力者等の氏名を記録する。

(報告)

- 11 協力者等は、譲受動物を新たな飼い主に譲渡した場合、センターに譲渡状況確認及び誓約書(要綱様式第2号)を提出する。
- (2) 所長は、協力者等の事業協力実施状況を把握するため、年1回、協力者等から事業協力実施状況報告書(様式第7号)を徴する。
- (3) 所長は、協力者等が団体の場合は、年1回登録者一覧を徴する。
- (4) 所長は、必要に応じて協力者等から新たな飼い主の飼養管理状況等について、報告を徴する。

(確認)

- 12 所長は、協力者等の事業協力内容、登録事項等について、必要に応じ確認(現地調査を含む)することができる。

(動物の返還)

- 13 所長は、次に掲げる場合に限り協力者等に譲渡動物の返還を求めることができる。
- (1) 協力者等が誓約事項を遵守していない場合
- (2) 協力者等が譲渡した新しい飼養者が誓約事項を遵守していない場合

附 則

この要領は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。